

カトリック鹿児島司教館
〒892-0841
鹿児島県鹿児島市照国町 13-42
TEL 099-226-5100 FAX 099-225-0440



Bishop's Residence
13-42 , Terukunicho , Kagoshima-shi ,
Kagoshima-ken ,892-0841
TEL 099-226-5100 FAX 099-225-0440

鹿児島教区通達第 2 弾

新型コロナウイルス感染者拡大防止について

小教区主任司祭各位

十 主の平和

一向に収束の兆しを見せない、新型コロナウイルスの感染者数の拡大に対して、小教区に置かれましては、神父さまはじめ信徒の皆様も大変ご心配と不安の中におられることと拝察いたします。

特に感染の契機になりうるクラスター（集団感染）の発生は教会での集会で確認されています。従いまして、鹿児島教区長として、以下の 2 点について、全教区民に通達いたします。

主任司祭に対して：

カトリック新教会法典第 381 条（1）に基づき、教区内のすべての主任司祭に 2020 年 3 月 22 日以降の主日と祭日の主要ミサの中止を決定する権限を付与する。ただし、この権限は、日本政府による新型コロナウイルス感染拡大終息宣言までとする。

鹿児島教区在住の信徒に対して：

カトリック新教会法典第 1247 条の規定にある義務を免除する。

上記規定とは、「主日その他の守るべき祝日には、信者はミサにあずかる義務を有する。そのうえ、神にささげるべき礼拝、主日固有の喜び、又は、精神及び身体の相当の休養を妨げる労働及び業務を差し控えなければならない」である。

国家を超えて全世界の人々が協力し合うことによって当該ウイルス感染の収束が早晩に実現するよう全能の神にお祈りいたしましょう。



2020 年 3 月 17 日

鹿児島教区長

フранシスコ・ザビエル 中野裕明
司教 フランシスコ・ザビエル中野裕明